

釧路町広告事業に関する基本方針

平成 20 年 3 月制定

釧 路 町

目 次

1	広告事業の目的	2
2	広告事業の展開について	
3	広告事業の導入について	
4	定義	3
5	広告の範囲	
6	広告事業ごとに定める事項	
7	広告掲載料収入等について	4
8	広告の募集について	
9	広告契約等の方法	5
10	事業実施の決定等	
	事業実施にあたっての所管課	6
	広告事業導入フロー	

1 広告事業の目的

この事業は、町の保有する資産を広告媒体として企業等の広告を掲載し、町の新たな財源を確保することにより、町民サービス向上及び地域社会の活性化と共に、地元企業の地域貢献機会の提供と育成を図ることを目的として導入します。

2 広告事業の展開について

(広告の責任の所在)

町の資産に掲載される広告は、社会的信用性が高く、内容及び表現はそれにふさわしいものでなければなりません。広告の掲載は、広告主がその責任において行うものであり、町は掲載された広告について社会的責任を負うことはありません。

(消費者保護と町の責任)

本事業を行う上で重要なのが消費者の保護であります。行政が一企業等の営利活動を支援する事はありませんが、企業や商品等を町が推奨しているとの誤解を与える事も考えられます。しかし、町有資産の有効活用は町民の財産を預かる行政の責任であると共に、新たな財源を町民サービスに利用できる事は、町民にとっても有益であり、地域経済の活性化につながります。また現在は、多くの自治体において広告掲載事業に取り組んでおり、一定の成果を挙げているところであります。

このことから本事業の実施に当たっては、広告掲載に一定の規制を設ける事により、行政として町民と消費者の保護を図ると共に、広告事業における町としての責任を果たします。

3 広告事業の導入について

広告事業の導入にあたり、庁内での事務執行にあたっては行政として統一性を図る必要があることから「釧路町広告事業に関する基本方針(以下「基本方針」という。）」、「釧路町広告掲載規程(以下「広告掲載規程」という。）」及び「釧路町広告掲載基準(以下「広告掲載基準」という。）」を策定します。

広告事業の導入にあたっては、「基本方針」及び「広告掲載規程」並びに「広告掲載基

準」に基づき、各広告媒体による「取扱要綱」を作成し順次導入を図ると共に、町として積極的に広告事業の推進を図ります。

4 定義

用語の意義

- (1) 広告媒体 町の財産のうち広告掲載が可能なもの。
 - ア 町が発行する刊行物及び印刷物
 - イ 町のホームページ
 - ウ 町の財産（動産・不動産）
 - エ 上記以外の、広告媒体として活用できる町の資産
- (2) 広告掲載 広告媒体に企業等の広告を掲載又は掲出すること。
- (3) 屋外広告物 屋外広告物法第 2 条第 1 項の要件を満たすもの。
（屋外広告物法第 2 条第 1 項）・・・屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの。
- (4) 町内事業者 釧路町税条例(平成 1 4 年釧路町条例第 2 0 号)第 2 3 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する個人又は法人。
- (5) 広告事業主管課 まちづくり推進課

5 広告の範囲

掲載する広告は、次のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝に係るもの
- (4) 社会問題化している事項に関するもの
- (5) その他掲載する広告として不適當であると町長が認めるもの

掲載できる広告の詳細については、広告掲載基準に定めることとします。

6 広告事業ごとに定める事項

広告事業にあたっては、広告媒体ごとに必要な事項を取扱要綱で定めるものとします。

取扱要綱の内容については、趣旨、広告掲載料・広告の規格等、広告掲載の期間、広告の募集、広告の申込み及び決定、広告掲載料の納付、広告掲載料の返還、委任等を定めるものとします。

7 広告掲載料収入等について

使用料以外の広告掲載料の定め方については、当該行政財産の性質及び広告媒体としてその価値を充分考慮するものとともに、新たな自主財源確保を踏まえ、市場価格に可能な限り準じた適正な価格を定めることとします。ただし、地元企業の育成を図る観点から、町内事業者については一定の配慮を行うものとします。

広告掲出により徴収する使用料及び広告掲載料収入の取扱いは次のとおりとします。

- ・ 行政財産への広告掲出 目的外使用 使用料
- ・ 私法上の双務契約による広告掲出

広告掲載料 諸収入（款） 雑入（項） 雑入（目）

双務契約・・・当事者の双方が互いに対価的な債務を負担する契約

広告掲載料の納付・返還については、原則的には、一括前納とし返還しないものとします。

8 広告の募集について

広告の募集は原則公募とし、町の広報誌、ホームページ等に次の内容を掲げるものとします。尚、募集期間については概ね1ヵ月を基本とします。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の範囲及び基準
- (3) 広告募集の掲載規格
- (4) 募集する広告の枠数

- (5) 広告掲載料
- (6) 募集期間
- (7) その他必要事項

9 広告契約等の方法

広告契約等は、広告媒体の性質や広告内容を考慮し、次の5つの方法により行うこととします。

- (1) 一般競争入札
- (2) 指名競争入札
- (3) 随意契約
- (4) せり売り
- (5) 行政財産への広告は目的外使用申請による許可

10 事業実施の決定等

広告事業の実施にあたっては、広告媒体や実施する事業内容、募集方法、広告掲載料の設定等が広告媒体ごとに異なることから、事業概要が決定後の広告事業実施の可否については広告事業主管課の所管とします。また、広告内容や広告掲載等に関し疑義が生じた場合においても同様とします。

事業実施にあたっての所管課

広告事業の実施にあたっての所管課は次のとおりとします。

・ 広告事業全般（広告事業主管課）	まちづくり推進課
・ 行政財産への広告	施設所管課
・ 広告付きの物品、備品及び刊行物の購入	関係各課等
・ ホームページ	総務課
・ 広報誌	まちづくり推進課
・ その他の印刷物	関係各課等

広告事業導入フロー

広告事業の導入に伴う、基本的事務の流れを示します。

導入広告の検討から決定及び実施に至るまでの間の詳細については、広告事業主管課において関係各課等と調整を図ることとします。

(1) 基本方針、広告掲載規程及び広告掲載基準の公表（広告事業主管課）

広告事業の導入については、広く周知を図る必要があることから、基本方針、広告掲載規程及び広告掲載基準を策定後、「町ホームページ」で公表する。

(2) 広告事業の検討（広告事業主管課）

広告事業の導入にあたっては、広告事業主管課と関係各課協議の上、取扱要綱を制定し事業実施を図ることとする。

(3) 広告の掲載を希望するものの公募（広告事業主管課）

「町の広報誌・ホームページ」等に募集要項等を掲載し広告の掲載を希望するものの公募をする。

(4) 広告主・掲載広告等の決定（所管課）

決定にあたっては、「広告掲載規程」、「広告掲載基準」、「取扱要綱」及び「各課で策定した募集要項」等に基づき決定する。

(5) 契約等の締結・広告事業の実施（所管課）

決定した広告に係る契約等を締結する。また、実施にあたり広告掲載料及び使用料の徴収等を行う。

なお、決定・契約等に当たっては、広告事業主管課を指定合議先とします。